

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）

改 正 案

現 行

（特定手続の指定）

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

- 一 特許出願
- 二 実用新案登録出願
- 三 意匠登録出願
- 四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願
- 五 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）附則第三条第一項（同法附則第二十三条で準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請
- 六 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出
- 七 特許法第三十条第四項（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出
- 八 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出
- 九 商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出
- 十 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規

定による書面の提出

十一 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項）
實用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標
法第十二条第一項（同法第六十八条第一項において準用する
場合を含む。）において準用する場合を含む。）、「實用新案
法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三
条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含
む。）において準用する場合を含む。）の規定による書面の
提出

十二 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十
一号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。）
による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第五十
三条第六項（旧特許法第五十九条第一項（旧特許法第七
十四条第一項（昭和六十年改正法による改正前の實用新案法
（以下「旧實用新案法」という。）第四十五条において準用
する場合を含む。）及び旧實用新案法第四十一条において準
用する場合を含む。）、「旧特許法第六十一条の三第一項（
旧實用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及
び旧實用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の
規定による書面の提出

十三 意匠法第十七条の三第三項（同法第五十条第一項（同法
第五十七条第一項において準用する場合を含む。）、「商標法
第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用す
る場合を含む。）及び同法第五十五条の二第三項（同法第六
十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場
合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場
合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による
書面の提出

十四 意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にするこ
との請求

十五 第一号から第四号までの出願の放棄又は取下げ

十六 特許法第四十一条第一項又は實用新案法第八条第一項の

規定による優先権の主張の取下げ

十七 特許法第三十四条第四項又は第五項（これらの規定を適用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

十八 特許出願についての出願審査の請求

十九 特許法第四十八条の七若しくは第五十条（同法第五百九条第二項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。（又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第十九条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十 特許法第六十四条の二第一項の規定による出願公開の請求

二十一 実用新案技術評価の請求

二十二 意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求

二十三 特許法第二百一十一條第一項、意匠法第四十六條第一項若しくは第四十七條第一項又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）の請求

二十四 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（八からりまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）

イ 特許法第四百四十五條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による口頭審理の申立

ロ 特許法第五百十條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立

ハ 特許法第五百十條第五項又は第五百十三條第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申立て

ニ 特許法第五百十一條（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九十九號）第九十三條第一項の規定による期日の指定の申立て

ホ 特許法第五百十一條において準用する民事訴訟法第二百一十條第一項の規定による証拠の申出

ヘ 特許法第五百十一條において準用する民事訴訟法第二百一十條第一項（特許法第五百十一條において準用する民事訴訟法第二百一十條第一項）

訟法第二百一十一条において準用する場合を含む。）の規定による当事者本人の尋問の申立て

ト 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百一十九条又は第二百二十六条（これらの規定を特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出

チ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定による申出

リ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百四十二条の規定による尋問の申出

又 特許法第五十五条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判の請求の取下げ

ル 特許法第五十六条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申出

二十五 特許法第八十四条の四第一項若しくは第二項又は実用新案法第四十八条の四第一項若しくは第二項の規定による翻訳文の提出

二十六 特許法第八十四条の四第四項又は実用新案法第四十八条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

二十七 特許法第八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出

二十八 特許法第八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の補正又はこれらの補正の補正

二十九 特許法第八十四条の七第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

三十 特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し又は補正書の翻訳文の提出

三十一 特許法第百八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理人の選任の届出

三十二 特許法第百八十四条の十四（同法第百八十四条の第二十六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けよとする旨を記載した書面の提出

三十三 実用新案法第四十八条の四第四項に規定する国内処理の請求

三十四 実用新案法第四十八条の七第一項又は第二項の規定による図面の提出

三十五 特許法第四条（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第七十三条第一項（意匠法第五十八条第一項並びに商標法第六十一条（同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間を除く。）の延長又は意匠法第十七条の四（商標法第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求

三十六 特許法第五条第一項（実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第

七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）は商標法第九条第五項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

三十七 特許法第百八条第三項、実用新案法第三十二条第三項、意匠法第四十三条第三項又は商標法第四十一条第二項（同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十五条の八第三項の規定による期間の延長の請求

三十八 特許法第五条第二項（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期日の変更の請求（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

三十九 商標権の存続期間の更新登録の申請

四十 法第十五条第一項の規定による特許料等又は手数料の納付に関する申出その他の経済産業省令で定める手続

四十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用

する場合を含む。)の規定による第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。)

四十二 第一号から第三十八号まで、第四十号及び前号に掲げる手続(第四十号にあつては法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の納付の申出に係るものを、前号にあつては第四十号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。)をした者に対し、特許法第十八条の第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は特許法第三百三十三条の第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十八条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十三 特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル(以下単に「ファイル」という。)に記載されている事項の証明の請求

四十四 特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記載されている事項の証明の請求

四十五 特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第

一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

四十六 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る入出力装置（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

四十七 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

（特定手続の入力事項等）

第二条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2 前項に規定する入力は、特許庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置であつて、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより特許庁長官に届け出たものを使用して行わなければならない。

3 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている代理権を証明する書面その他の経済産業省令で定める物件を、第一項に規定する事項の入力の後経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、特許庁に提出しなければならない。

4 電子情報処理組織を使用して一の特定手続を行う者（代理人により特定手続を行う場合にあつては、その者の代理人）が二人以上あるときは、これらの者のうち第一項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入力の後経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、当該特定手続を行つ

た旨を特許庁に申し出なければならぬ。

(特定処分等の指定)

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による特定手続(第一条第一号から第四十一号までに掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。))その他経済産業省令で定める手続の却下の処分

二 法第七条第三項、特許法第十八条(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(又は実用新案法第二条の三の規定による特定手続その他経済産業省令で定める手続の却下の処分

三 特許法第十八条の二第一項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による特定手続その他経済産業省令で定める手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十一条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(若しくは特許法第二十四条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条にお

- いて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。
以下この号において同じ。)において準用する民事訴訟法第
百二十八条第一項若しくは第百三十一条第一項の規定による
決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第百
三十一条第二項の規定による決定の取消し(別表の一から五
までの項の第二欄に掲げる手続に係るものを除く。)
- 五 特許法第百八十四条の五第三項(実用新案法第四十八条の
五第三項において準用する場合を含む。)の規定による国際
特許出願(特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許
出願とみなされた国際出願をいい、別表の二の項(一)に掲
げるものを除く。)又は国際実用新案登録出願(実用新案法
第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみな
された国際出願をいい、別表の二の項(一)に掲げるものを
除く。次号において同じ。)の却下の処分
- 六 実用新案法第四十八条の七第三項の規定による国際実用新
案登録出願の却下の処分
- 七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定
又はこれらの取消し(次のイからトまでに掲げるものを除く
。)
- イ 特許法第六十七条の三第一項の規定による拒絶をすべき
旨の査定
- ロ 特許法第六十七条の三第二項の規定による延長登録をす
べき旨の査定
- ハ 再審の審決又は決定
- ニ 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出
願(以下「国際商標登録出願」という。)についての査定
又は決定
- ホ 商標法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基
づく商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。)に
係る登録異議の申立てについての決定又は決定の取消し
- ヘ 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権に係る審
判についての審決、決定又は決定の取消し

ト 国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手續に係る決定又は決定の取消し

八 判定（国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。）

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第一百七十七条第二項及び第一百五十一条（同法第七十一条第三項及び第一百十九条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、の規定による調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。）

（特定処分等の入力事項）

第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の入出力装置（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力し、ファイ

ルに記録しなければならない。

(特定処分等を行う者の指定)

第五条 法第四条第三項の政令で定める者は、審判長、審判官、審査官及び審判書記官とする。

(特定通知等の指定)

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

- 一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。(若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する場合を含む。)(又は実用新案法第二条の二第三項若しくは第六条の二の規定による特許手続(第一条第一号から第三十八号まで、第四十号及び第四十一号に掲げる特許手続(同条第四十号にあつては法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものを、第一条第四十一号にあつては同条第四十号に掲げる特許手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。))に限る。次号において同じ。(その他経済産業省令で定める手続の補正の命令)

- 二 特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標

法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他経済産業省令で定める手続をした者に対する却下の理由の通知

三 特許法第二十三条第一項（意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四 特許法第二十三条第三項（意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

五 特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第四項の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

六 特許法第四十八条の五第二項の規定による通知

七 特許法第四十八条の七の規定による通知

八 特許法第五十条（同法第百五十九条第二項及び第百六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））、同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十五条の三（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。）

(若しくは同法附則第七条(同法附則第十六条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による通知

九 特許法第五十二条第二項(同法第六十二条第三項、意匠法第十九条並びに商標法第十七条(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))及び同法第六十五条の五並びに同法附則第九条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による査定の謄本の送達

十 特許法第五十三条第一項(同法第五十九条第一項及び第六百六十二条第一項において準用する場合を含む。))の規定による却下の決定に係る通知であつて、経済産業省令で定めるもの

十一 意匠法第十七条の二第三項(同法第五十条第一項において準用する場合を含む。))又は商標法第十六条の二第三項(同法第五十五条の二第三項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))の規定による却下の決定の謄本の送達

十二 特許法第三百二十七条第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。))又は特許法第四百四十四条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定による審判官又は審判書記官の指定に係る通知であつて、経済産業省令で定めるもの(拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。))

十三 特許法第四百五条第三項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定による期日の呼出し(拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。))

十四 特許法第五十条第五項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十五 特許法第五十一条（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第九十四条第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るもの限り、証拠保全に係るものを除く。）

十六 特許法第五十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十七 特許法第五十六条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の終結の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十八 特許法第五十七条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審決の謄本の送達（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十九 特許法第八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の補正の命令

二十 特許法第八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める書類の送達であつて、経済産業省令で定めるもの

二十一 特許法第三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋又は特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第

二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に係る通知であつて、経済産業省令で定めるもの

二十二 実用新案法第十二条第二項の規定により作成された実用新案技術評価書についての通知であつて、経済産業省令で定めるもの

二十三 実用新案法第四十八条の七第二項の規定による命令

（特定通知等の方法）

第七条 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の入出力装置（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力してその特定通知等の相手方の使用に係る同項の入出力装置（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであつて、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより特許庁長官に届け出たものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

（特定手続の記録事項）

第八条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならない。

（書面の提出による手続の指定）

第九条 法第七条第一項の政令で定める手続は、第一条第四十号（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）、第四十一号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものに限る。）及び第四十二号から第四十七

号までに掲げる特定手続とする。

(磁気ディスクへの記録を求める期間)

第十条 法第七条第一項の政令で定める期間は、三十日とする。

(特定手続以外の特定手続等の指定)

第十一条 法第八条第一項の政令で定める手続は、特許法第七百七条第一項の特許料又は同法第百十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料又は割増登録料の納付の申出であつて経済産業省令で定めるものとする。

第十二条から第十四条まで 削除

(縦覧の方法)

第十五条 特許庁長官は、法第十一条の規定によりファイルに記録されている事項を公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を法第二条第一項の入出力装置の映像面に表示して縦覧に供するものとする。

(閲覧の方法)

第十六条 法第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う閲覧は、同項各号に掲げる事項を法第二条第一項の入出力装置(その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあつては、特許庁の使用に係るものに限る。)の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

2 前条及び前項に規定する入出力装置(特許庁の使用に係るものを除く。)は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであつて、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより特許庁長官に届け出たものでなければならぬ。

(閲覧の請求をすることができる特許原簿等)

第十七条 法第十二条第一項第二号の政令で定める事項は、特許

原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあつては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

（手続の指定）

第十八条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める手続は、第一条第一号から第四号まで、第十四号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号又は第四十三号から第四十七号までに掲げる特定手続とする。

（予納届をした者の地位の承継）

第一条 予納届をした者が死亡したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三章の規定による地位（以下この条において単に「地位」という。）を承継すべき一人の相続人）は、当該予納届をした者の地位を承継する。

2・3 （略）

第二条 （略）

第三条 （略）

（予納届をした者の地位の承継）

第十九条 予納届をした者が死亡したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた法第三章の規定による地位（以下この条において単に「地位」という。）を承継すべき一人の相続人）は、当該予納届をした者の地位を承継する。

2・3 （略）

第二十条 （略）

第二十一条 （略）

改正案	現行
<p>（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除） 第六条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。 一～七 （略） 八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録の求め、同法第八条第四項の規定による申出、同法第十四条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは予納、同法第十五条第二項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による残余の額の返還の請求又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）<u>第一条第三項</u>の規定による届出 九～十六 （略）</p>	<p>（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除） 第六条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。 一～七 （略） 八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録の求め、同法第八条第四項の規定による申出、同法第十四条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは予納、同法第十五条第二項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による残余の額の返還の請求又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）<u>第十九条第三項</u>の規定による届出 九～十六 （略）</p>